

長野県原産地呼称管理制度「審査料」について

申請者の皆様には、審査に係る経費として「審査料」を1申請あたり2,500円※ ご負担頂きます。 ※申請が複数件の場合は、件数分の金額になります。

「審査料」の納入手続き

- ①申請書の受付後、審査料の請求書を発送します。
- ②請求書に記載された期日までに、指定した口座にお振込みください。

※振込手数料は申請者のご負担でお願いします。

※農業農村支援センター及び各市町村の窓口では審査料をお預かりしません。ご注意ください。

【ご注意】

- ・審査料の納入をもって、申請の正式な受理とします。
このため、期限内に納付されなかった場合は、申請を取り下げたものとみなされることがあります。
- ・審査の結果、不合格となった場合や審査途中で申請を取り下げた場合でも、審査料は返還されません。

【長野県原産地呼称管理制度 PR活動のご紹介】

当制度のさらなる認知度向上とブランド化を図るため、認定者の皆さまにも参加いただきながら、PR活動を行っています。

「認定米」販促ツール作製

「認定米」の認知度向上に向けてポスター等を作製し、認定生産者に配布



各種イベントへの出展

県内外で開催される各種イベントにおいて、「長野県原産地呼称管理制度」ブースを出展します。

お問合せ先：「長野県原産地呼称管理委員会 米委員会」事務局

長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室内 戸沢、羽根、上原

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話：026-235-7216（直通） F A X：026-235-7393 E-mail marketing@pref.nagano.lg.jp

